

第32問 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会議事録を添付しなければならない。

イ 発行済株式の総数が1000株であり、募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が100株である場合において、当該募集株式の引受人が会社に対する600万円の金銭債権を出資したときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付しなければならない。

ウ 出資の目的が金銭のみである場合において、その全額を資本金の額に計上するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

エ 現に種類株式を発行している種類株式発行会社において、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該募集株式の種類の種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合を除き、募集事項の決定に係る当該種類の種類株主総会議事録を添付しなければならない。

オ 出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として、内閣総理大臣の認可を受けて設置された邦銀の海外支店を払込取扱機関として、代表取締役の作成に係る当該海外支店に払い込まれた金額を証する書面に当該海外支店における口座の預金通帳の写しを合てつしたものを添付することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

商登法：10c
第31問

募集株式の発行の登記

募集株式の発行の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、金融商品取引法に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社のことを「上場会社」といい、種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は考慮しないものとする。

ア 取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式として譲渡制限株式を発行する場合において、当該募集株式を引き受けようとする者と総数引受契約を締結するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該総数引受契約の承認をした取締役会の議事録を添付しなければならない。

イ 市場価格のない800万円の有価証券を出資の目的としたときは、現物出資をする引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合であっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しなければならない。

ウ 募集株式と引換えにする金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、払込期間中の複数日にわたって株式引受人の全員から各々の払込みがされ、払込期間の末日前に募集株式の発行による変更の登記を申請するときは、その登記すべき事項として、各々の引受人の払込日を変更年月日として記載しなければならない。

エ 上場会社が、当該会社の取締役の報酬等である募集株式を新たに発行する場合、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として、上場会社である旨を記載しなければならない。

オ 会社法上の公開会社である種類株式発行会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式として譲渡制限株式を発行する場合において、当該株式を引き受ける者の募集について種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがあるときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

※関連論点

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ